

# 世田谷区 との契約で事業活動をする事業者の皆さまへ

## 令和5年4月以降の労働報酬下限額は…

1時間  
あたり

# 1,230 円

前年比 60 円 UP ↑

### この機会に人材の確保と定着に向けて、賃金UPを考えてみませんか？



世田谷区では区独自の最低賃金である『労働報酬下限額』が世田谷区公契約条例に基づき定められており、令和5年4月以降は1時間あたり1,230円（前年比60円UP）となります。※この機会に人材の確保と定着、地域全体の賃金水準の改善等に向けて賃金UPを考えてみませんか？

#### 労働報酬下限額に期待される効果



賃金水準改善の  
全国への波及

区との契約以外を含む地域全体での  
人材確保のための賃金水準引上げ

※区との契約のうち、工事請負契約（予定価格3,000万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額の最も低い単価、および業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定（予定価格2,000万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額が、1時間あたり1,230円となります



世田谷区公契約条例や労働報酬下限額などの最新情報はホームページで！

世田谷区 公契約条例 [検索](#)

世田谷区財務部経理課公契約担当  
TEL 03-5432-2965  
FAX 03-5432-3046